## --\*\*\*知っていますか?建退共制度\*\*\*-

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき、建設現場労働者の福祉の増進と、建 設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

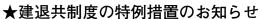
■加入できる事業主:建設業を営む方

■対象となる労働者:建設業の現場で働く方

■掛金 : 日額310円

#### ★特徴

- ・国の制度なので、安全、確実、申し込み手続きは簡単です。
- ・経営事項審査で加点評価の対象となります。
- ・掛金の一部を国が助成します。
- ・掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費と して扱われ、税法上全額非課税となります。
- ・事業主が変わっても、退職金は企業間を通算して計算されます。



建退共では、地震などにより災害救助法が適用された皆様に対し、各種手続きの特例措置を実施 しています。

#### ★建退共から事業主のみなさまへのお願い

- ・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付してください。
- ・「建設業退職金共済手帳」をお持ちの労働者が、建設業界を引退されるときは、忘れずに退職金 を請求するようお伝えください。
- ■ホームページ「建退共」に、制度説明用動画、Q&Aなど建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひ、アクセスしてご覧ください!!

建退共

検索

【お問い合わせ先】独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建設業退職金共済事業本部 和歌山県支部 ☎ 073·436·1327

## 「チェックしむくちや。最低量金」

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

和歌山県最低賃金 時間額80%円

効力発生日 平成30年10月1日

適用範囲 和歌山県内で働くすべての労働者とその使用者

詳しいことは、和歌山労働局賃金室(☎073・488・1152) または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

# 温泉館 保育園児の絵画展示のお知らせ

町内の保育園児が描いた絵をリラクゼーションコーナー(和室)にて展示します。 みなさまお誘い合わせのうえ、ご来館ください。



#### 10月13日 (土) ~10月28日 (日) 比井保育所の園児の作品





※現在、絵画のテーマ、何歳児の園児が展示するかは、未定となっています。
決まりましたら、広報や文字放送等でお知らせします。

### 休館日のお知らせ

9月25日(火) 10月2日(火)、9日(火)、16日(火)、 23日(火)、30日(火)

となっています。

## お問い合わせは

産業建設課

**☎**63⋅3806

温泉館「海の里」みちしおの湯

**☎**64⋅2626

# ☆日高町健康ウォーキングを開催します☆

生活習慣病を予防するためには、歩くことを日常生活に取り入れるなどの運動習慣を身につけることが重要です。皆様、ふるってご参加ください。

**日 時** 10月28日(日) 8時30分~ ※小雨決行。荒天(気象警報発生時等)の場合は中止します。

集合場所 日高町中央公民館前 8時30分~9時までに受付をしてください。

内 容 運動指導士による運動講座 ウォーキング (日高町役場〜保健福祉総合センターまで往復の約4km)

募集人員 50人程度

**申し込み** 役場健康推進課(☎63・3801)まで ※10月19日(金)までにお申し込みください。 また、申し込み時には住所、氏名、年齢、電話番号をお聞きします。

**留 意 点** 当日は万全な体調のもとでご参加願います。万一、事故が発生した場合は、契約保 険の範囲内および救急・医療機関への連絡の対応は致しますが、それ以外の責任 は負いかねますので、ご了承願います。